

○ 航海用具の基準を定める告示（平成十四年六月二十五日国土交通省告示第五百十二号）（第一条関係）

| | 改 正 案 | 現 行 |
|--|-------------|--------|
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 船舶に事故が発生した後、記録された情報を取り出せるものであること。

四 自動浮揚式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する自動浮揚容器に搭載されること。

イ 船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するよう積み付けられること。

ロ 回収を容易にする手段を講じたものであること。

ハ 再帰反射材が取り付けられているものであること。

二 船舶救命設備規則第三十九条各号に掲げる要件に適合するものであること。

ホ 位置を特定するための信号を、百六十八時間以上の期間にわたり、四十八時間以上送信することができるものであること。

ヘ 前号に掲げる要件

五 次に掲げる事項に係る情報を記録できるものであること。

イ (略)

船舶に設置される場合には、電子海図情報表示装置

リ 音響測深機

ヌ 船橋における警報

リ 命令伝達装置及び舵角指示器等

ヌ 船体開口部の状態

リ 水密戸及び防火戸

カ 船舶に設置される場合には、船体応力監視装置及び加速度計

ヨ 船舶に設置される場合には、風速計及び風向計

タ 船舶自動識別装置

レ 船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ソ 機器構成データ

ツ 船舶に設置される場合には、電子航海日誌

六 記録された情報は、各事項につき日付及び時刻に係る情報で連動されたものであること。

七 記録された情報の修正を防止するための措置を講じたものであること。

(新設)

一 次に掲げる事項に係る情報を記録できるものであること。

イ (略)

チ (新設)

音響測深機

船橋における警報

リ 命令伝達装置及び舵角指示器等

ヌ 船体開口部の状態

リ 水密戸及び防火戸

カ 船舶に設置される場合には、船体応力監視装置及び加速度計

ヨ 船舶に設置される場合には、風速計及び風向計

タ 船舶自動識別装置

レ 船舶に設置される場合には、電子傾斜計

ソ (新設)

機器構成データ

ツ (新設)

船舶に設置される場合には、電子航海日誌

二 記録された情報は、各事項につき日付及び時刻に係る情報で連動されたものであること。

三 修正を防止するための措置を講じたものであること。

こと。

八 故障した場合に警報を発するものであること。

九 専用の予備電源で二時間船橋音声を記録することができるものであること。

十 記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適当と認めること。

十一 記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適當と認めること。

十二 性能試験を行う機能を有するものであること。

十三 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(遭難信号送信操作装置)

第三十条 (略)

イ ～ホ (略)

ヘ 船舶救命設備規則第二条第二号ヌの浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識（船橋から遠隔操作することができるよう備える場合に限る。）

四 故障した場合に警報を発するものであること。

五 専用の予備電源で二時間船橋音声を記録することができるものであること。

(新設)

六 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(遭難信号送信操作装置)

第三十条 (略)

イ ～ホ (略)

ヘ 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第二条第二号ヌの浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識（船橋から遠隔操作することができるよう備える場合に限る。）